

様式第 20

中小企業等経営強化法に基づく導入促進基本計画の協議書

令和 7 年 3 月 3 日

中部経済産業局長 寺村 英信 殿

北名古屋市長 太田 考則

中小企業等経営強化法第 49 条第 1 項の規定に基づき、別紙の導入促進基本計画の同意を得たいので協議します。

導入促進基本計画

1 先端設備等の導入の促進の目標

(1) 地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

2020年国勢調査において、北名古屋市の人口86,385人のうち労働力を支える15～64歳の生産年齢人口は52,510人、約61%を占めている。

産業別就業者数は産業3部門のうち、第1次産業は520人、約1%、第2次産業12,804人、約31%、第3次産業26,946人、約64%となっている。また、産業別総生産額の割合は、製造業28.2%に次いで、卸売業・小売業、建設業、サービス業、医療・福祉が10%台となっており、特定の産業に特化しておらず、多様な産業で支えている経済構造となっている。

少子高齢化等の本市を取り巻く状況の進行により、本市の中小企業は、人手不足や後継者不足等の課題に直面しており、市内の産業基盤に大きな影響を与える状況になっている。

このような状況のもと、市が新規雇用につながる企業誘致に向けた取組み等を進める中、さらなる市内中小企業の生産性向上を促すことにより、人手不足に対応した事業基盤強化や後継者も含めた事業継続の問題等といった企業の取組みを支援していくことが、喫緊の課題である。

(2) 目標

中小企業等経営強化法第49条第1項の規定に基づく導入促進基本計画を策定し、市内中小企業の先端設備等の導入を促すことにより、生産性向上を推進し、本市の経済発展に資することを旨とする。

これを実現するための具体的な目標として、本市の先端設備等導入計画の目標認定件数を、年10件とする。

(3) 労働生産性に関する目標

先端設備等導入計画を認定した事業者の労働生産性（中小企業等の経営強化に関する基本方針に定めるものをいう。）が年率3%以上向上することを目標とする。

2 先端設備等の種類

本市の産業は、農業、製造業、サービス業と多岐に渡り、多様な業種が本市の経済、雇用を支えていることから、全ての産業において広く事業者の生産性向上を実現する必要がある。

したがって、多種多様な産業の設備投資を支援することが必要であることから、本計画において対象とする設備は、中小企業等経営強化法施行規則第7条第1項に定める先端設備等全てとする。

3 先端設備等の導入の促進に関する事項

(1) 対象地域

本市の産業は、市内全域の広域に立地している。これらの地域で、広く事業者の生産性向上を実現する観点から、本計画の対象区域は、市内全域とする。

(2) 対象業種・事業

本市の産業は、農業、製造業、サービス業と多岐に渡り、多様な業種が本市の経済、雇用を支えている。これらの産業において広く事業者の生産性向上を実現するため、本計画において対象とする業種は、全業種とする。

生産性向上に向けた事業者の取組みは、新商品の開発、自動化の推進、IT導入による業務効率化、省エネの推進等、多様である。したがって本計画においては、労働生産性が年率3%以上に資すると見込まれる事業であれば、幅広い事業を対象とする。

4 計画期間

(1) 導入促進基本計画の計画期間

国が同意した日から2年間（令和7年4月1日～令和9年3月31日）とする。

(2) 先端設備等導入計画の計画期間

3年間、4年間または5年間

5 先端設備等の導入の促進に当たって配慮すべき事項

人員削減を目的とした取組みを先端設備等導入計画の認定の対象としない等、雇用の安定に配慮する。

公序良俗に反する取組みや、反社会的勢力との関係が認められるものについては、先端設備等導入計画の認定の対象としない等、健全な地域経済の発展に配慮する。